

日米欧中で通用する クレームドラフティング(その2)(完)

伊 東 忠 重*
大 貫 進 介**
山 口 昭 則***
吉 田 千 秋****
鶴 谷 裕 二*****
加 藤 隆 夫*****

抄 録 米国、欧州及び中国に外国出願する場合、基礎となる日本出願の段階から、可能な限り日本、米国、欧州及び中国で通用するクレームをドラフティングしたいという要望が近時増えている。この要望を実現するためには、日本、米国、欧州及び中国におけるクレームの類型やクレーム解釈の考え方の相違等を踏まえ、さらに、日本、米国、欧州及び中国におけるクレームの記載に関する要件等の相違を十分に考慮する必要がある。本稿では、これらの相違を踏まえ、日本出願の明細書の実施例の欄の最後に、日本、米国、欧州及び中国で求められる要件の相違を踏まえた基礎クレームを作成すると共に、日本、米国、欧州及び中国のそれぞれの国のクレームを、当該基礎クレームから必要なクレームを選択・修正して作成する態様を提案する。

目 次

1. はじめに
2. 日米欧中におけるクレームの解釈及び権利範囲に関する要件
 2. 1 保護対象
 2. 2 侵害となる行為
 2. 3 クレーム解釈の基本的考え方
 2. 4 ソフトウエア関連発明
 2. 5 機能クレーム
 2. 6 プロダクトバイプロセスクレーム
 2. 7 まとめ
3. 日米欧中のクレームの記載に関する要件
 3. 1 明確性
 3. 2 発明の単一性
 3. 3 クレーム構造
 3. 4 従属形式
 3. 5 クレームの個数制限
 3. 6 補正の制限（新規事項追加の禁止）
 3. 7 実施可能要件

3. 8 サポート要件
3. 9 まとめ
(以上、前号)
4. 日米欧中で通用するクレームドラフティングの一例
 4. 1 日米欧中で通用するクレームドラフティングの基本的な考え方
 4. 2 ソフトウエア関連発明分野における具体例

* 弁理士（特定侵害訴訟代理付記）、米国パテントエージェント Tadashige ITOH

** 伊東国際特許事務所 弁理士（特定侵害訴訟代理付記） Shinsuke OHNUKI

*** 伊東国際特許事務所 弁理士 Akinori YAMAGUCHI

**** 伊東国際特許事務所 弁理士 Chiaki YOSHIDA

***** 伊東国際特許事務所 弁理士 Yuji TSURUYA

***** 伊東国際特許事務所 弁理士 Takao KATO

- 4. 3 翻訳を考慮した日本文の作成
- 5. まとめ
(以上、本号)

4. 日米欧中で通用するクレームドラフティングの一例

前編で検討した要件から分かるように、機械等の分野においては、日米欧中における要件にさほど差異は無いが、ソフトウェア関連発明等の分野においては、日米欧中における要件は様々である。したがって、日米欧中のいずれの国でもそのまま通用する（日本語クレームの翻訳作業だけで済む）理想的なクレームを作成することは、各国の要件が異なることから現実的には困難である。

しかし、以下に提案する方策をとることにより、日米欧中の各国用のクレームを容易に作成することができる。

即ち、先ず、日米欧中のいずれかの国でクレーム中に記載が求められる全てを盛り込んだものを基礎クレームとしてドラフティングする。日米欧中のいずれかの国で求められる要件とは、例えば、ソフトウェア関連発明における「動作主体」の記載、欧州で求められる「参照符号」の記載等をいう。

また、基礎クレームのセットとして、日米欧中のいずれかの国で保護が認められるクレームもドラフティングをする。日米欧中のいずれかの国で保護が認められるものとは、例えば、「コンピュータプログラム」や「医療行為」をいう。

次いで、この基礎クレームから、その国において求められていない記載を削除し、また、その国において記載が認められていないクレームを削除することにより、各国用のクレームを効率よく作成することができる。

基礎クレームも各国用クレームも、明細書の実施例の説明の後に、例えば「上記実施例から、

以下の態様を把握することができる。」等の一文と共に、クレームのように項立てて記載する。言うまでもないが、明細書及び図面が基礎クレームのセットをサポートできるように明細書及び図面を作成する必要がある。

以下、本章において、まず、日米欧中で通用するクレームドラフティングの基本的な考え方、即ち、基礎クレーム及び各国用クレームの作成の基本的な考え方につき述べる。次いで、日米欧中における要件の相違が顕著であるソフトウェア関連発明の場合を例に、基礎クレーム、各国用クレームを作成する。

また、日本企業の場合は、先ず日本語で明細書やクレームを作成し、次いで日本語から英語又は中国語に翻訳するのが通常であるから、英語及び中国語への翻訳を意識した日本文の作成における留意事項も考察する。

4. 1 日米欧中で通用するクレームドラフティングの基本的な考え方

(1) 基礎クレームのセット

基礎クレームのセットの作成にあっては、以下に示す事項に留意する。

1) クレームの解釈及び権利範囲に関する要件（第2章で検討した要件）

① 保護対象

ソフトウェア関連発明の場合、基礎クレームとしては、技術的貢献を把握できるクレームを作成する。さらに、プログラムクレーム、媒体のクレームも作成する。

また、医療関連発明の場合、基礎クレームとしては、医療機器のクレームや医療機器の作動方法のクレームに加え、人間を手術、治療又は診断する方法のクレームも作成する。

② 侵害となる行為

基礎クレームとしては、消費者である個人の実施をも含むクレームを作成してもよい。

③ クレーム解釈の基本的考え方

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

明細書で明確に定義した用語を基礎クレームで用いるようにする。

④ ソフトウェア関連発明の場合、基礎クレームとしては、動作主体を明らかにして、方法のクレームを作成する。

⑤ 機能クレーム

基礎クレームでは、機能クレームのみならず、構造的特徴を示すクレームも作成する。

⑥ プロダクトバイプロセスクレーム

可能な限りプロダクトに特徴のあるクレームを作成し、プロダクトバイプロセスクレームのみを作成することにならないよう留意する。

2) クレームの記載に関する要件（第3章で検討した要件）

① 明確性

まず、明確性については、求められる事項が最も厳しい国にあわせ、具体的には以下の事項に留意する。

・クレームの記載が不明確であると判断されないよう、明細書又は図面に、クレームの用語についての定義や説明を設ける。

・クレームに、「薄い」「広い」「強い」などの相対的な文言、「略」、「約」、「およそ」などの任意的特徴を表すための文言、及び商標を使用しない。

・原則として、クレームに発明の効果を記載しない。

・数値限定については、上限及び下限を明確に示し、必要な場合、明細書において数値の測定方法を特定する。

・クレームに図面の参照符号を記載すると、権利解釈において、限定的に解釈されるおそれがあり権利者に不利になる可能性があるため、基礎クレームには図面の参照符号を記載するが、日米中の3ヶ国用のクレームにおいては、図面の参照符号を削除したものを記載する。

・否定的限定（「除くクレーム」）は原則として

出願時にはクレームに記載しない。

・発明が不明確とならなければ、クレームに選択的記載（代替的記載）を用いてもよい。

② 発明の単一性

中国ではクレームに記載された発明のSTFは新規性に加え創造性（進歩性）をも具備することが求められる。

しかしながら、出願時においては、将来の審査においてどのような文献が引用されるのかは明らかではなく、また、出願人は可能な限り広い範囲の権利の獲得を望んでいるのが通常である。

したがって、クレームに記載された発明のSTFは新規性を有するよう、基礎クレームを作成すればよいと考える。

③ クレーム構造

ジェブソン型でクレームを記載した場合、プリアンブルに記載の事項は従来技術であると判断する国があることから、基礎クレームとしては構成要件列举型で作成する。さらに、クレーム発明の全ての限定はクレーム本体に記載し、プリアンブルにはこれらの限定を記載しないよう留意する。

④ 従属形式

例えば、中国ではマルチクレームや、マルチクレームに従属するマルチクレームは許されないが、基礎クレームとしては、マルチクレームや、マルチクレームに従属するマルチクレームを作成し、中国等用のクレームについては、これらのクレームを1つのクレームにのみ従属させるよう書き直せばよいと考える。

⑤ クレームの個数制限

基礎クレームとしては、クレームの総数、独立クレームの総数、及びカテゴリーと独立クレームとの関係につき、特に制限を設けることなく記載する。

⑥ サポート要件、補正の制限（新規事項追加の禁止）

当業者が明細書に十分に開示された内容から

直接的に又は総括的に導出できる発明をクレームに記載し、明細書においてもその内容を開示する。

さらに、審査段階においてクレームを補正する可能性があることに鑑み、当該補正が新規事項の追加であると判断されないよう、明細書には、上位概念、中位概念、下位概念といった階層的な例を豊富に記載する。

⑦ 実施可能要件

実施可能要件はクレームというより明細書に求められる記載要件であるが、当業者が明細書の記載内容に基づいて、クレームに記載された発明の技術内容を実施することができ、当該発明の技術的課題を解決でき、予期する技術的効果が得られるように、明細書にクレーム発明の内容を明確かつ完全に記載する。

(2) 各国用クレーム

各国用クレームとは、上述したように、その国において求められていない要件を削除し、また、その国において記載が認められていないクレームを削除することにより作成するクレームである。

各国用クレームの記載における留意点は、以下に示す具体例において説明する。

4.2 ソフトウェア関連発明分野における具体例

特許庁審査基準中の事例のうちの「ネットワーク配信記事保存方法」の発明を利用して、各国用クレームを作成する際に利用する基礎クレームセットと各国用クレームセットの具体例を以下に記載する。以下の具体例は、広い権利範囲を追求したものではなく、各国用クレームの差異を明瞭にするための例であるので、必ずしも広い権利範囲になっているとは限らないことをご理解いただきたい。

具体例に係る発明の概要：ネットワークを介

して配信されたニュース等の情報の全てを保存するのではなく、配信された情報のうちユーザが保存する必要がある情報のみをキーワードにより選択して保存することにより、情報保存装置の記憶容量を削減するという技術的効果をもたらす。

以後、各国別のクレームを例示する。なお、取り消し線は、表3の基礎クレームから削除する部分を示している。

表3 基礎クレームのセット

1. ネットワーク配信情報保存装置(200)が、通信ネットワークを介して配信される情報を受信するステップ；
ネットワーク配信情報保存装置(200)が、前記の受信された情報のテキスト中に少なくとも1つのキーワードが存在するか否かを判断し、該判断に応じてアサート及びネゲートの何れかに定まる制御情報を生成するステップ；及び
ネットワーク配信情報保存装置(200)が、前記制御情報がアサート及びネゲートの何れであるかに応じて、前記の受信された情報をメモリ装置(50)に記憶するか否かを制御するステップ；
を含むことを特徴とするネットワーク配信情報保存方法。
2. (動作主体を含まない)クレーム1に記載の方法をコンピュータに実行させるためのプログラム。(欧州用)
3. クレーム2に記載のプログラムを記録した記録媒体。(欧州用)
4. (動作主体を含まないクレーム1の内容)～ステップ；～ステップ；をコンピュータに実行させるためのプログラム。(日本用)
5. (動作主体を含まないクレーム1の内容)～し；～する；ことをコンピュータに実行させるためのプログラムを記録した記録媒体。(米国用、欧州用)
6. 通信ネットワークを介して配信される情報を受信する受信回路(10)；
前記の受信された情報のテキスト中に少なくとも1つのキーワードが存在するか否かを判断し、該判断に応じてアサート及びネゲートの何れかに定まる制御情報を生成する情報保存判断回路(30)；及び
前記制御情報がアサート及びネゲートの何れであるかに応じて、前記の受信された情報をメモリ装置(50)に記憶するか否かを制御する情報保存実行回路(40)；
を含むネットワーク配信情報保存装置(200)。
7. 通信ネットワークを介して配信される情報を受信する受信手段(10)；
前記の受信された情報のテキスト中に少なくとも1つのキーワードが存在するか否かを判断し、該判断に応じてアサート及びネゲートの何れかに定まる制御情報を生成する情報保存判断手段(30)；及び
前記制御情報がアサート及びネゲートの何れであるかに応じて、前記の受信された情報を記憶手段(50)に記憶するか否かを制御する情報保存実行手段(40)；
を含むネットワーク配信情報保存装置(200)。

日本用クレーム（表4）について検討する。日本は、基礎クレーム1（方法クレーム）において、人間が動作主体となることを運用で禁じているため、各構成要件に動作主体を明記することが望ましい。なお、ハードウェアが実行することが明白である構成要件には、必ずしも動作主体を明記する必要はない。図面の引用符号は、権利範囲を狭く解釈されるおそれがあるため記載しない方が望ましい。

また、日本では、基礎クレーム4（プログラムクレーム）が許されるため、基礎クレーム3（記録媒体クレーム）は削除する。なお、基礎クレーム4（プログラムクレーム）に代えて、基礎クレーム1（方法クレーム）に従属する基礎クレーム2（プログラムクレーム）を記載してもよい。

また、日本では、基礎クレーム6（回路を構成要件とする装置クレーム）よりも、基礎クレーム7（手段を構成要件とする装置クレーム）が一般的である。装置クレームにおいて、構成要件がソフトウェアで実現され得る場合には、「～回路」とするよりも「～手段」又は「～部」として構成要件を記載することが望ましい。

基礎クレーム1（方法クレーム）に係る受信側の方法の発明は業としての実施に該当しない場合があるが、基礎クレーム3（プログラムクレーム）及び基礎クレーム7（手段を構成要件

表4 日本用クレーム

1. ネットワーク配信情報保存装置(200)が、通信ネットワークを介して配信される情報を受信するステップ；
ネットワーク配信情報保存装置(200)が、前記の受信された情報のテキスト中に少なくとも1つのキーワードが存在するか否かを判断し、該判断に応じてアサート及びネゲートの何れかに定まる制御情報を生成するステップ；及び
ネットワーク配信情報保存装置(200)が、前記制御情報がアサート及びネゲートの何れであるかに応じて、前記の受信された情報をメモリ装置(50)に記憶するか否かを制御するステップ；
を含むことを特徴とするネットワーク配信情報保存方法。

とする装置クレーム）を記載することにより、プログラム又は当該装置の製造、販売等の行為が業としての実施に該当する。

米国用の方法クレーム（表5）としては、基礎クレーム1（方法クレーム）において、米国では不要である動作主体及び参照番号を削除したものをを用いる。また各段階の末尾に記載される「ステップ」の用語も、ステップ・プラス・ファンクションであると判断される可能性があるため削除する。

米国用のプログラム関連クレームとしては、基礎クレーム5（記録媒体クレーム）を用いる。米国では、プログラムそのものは認められないが、記憶媒体は認められる。米国用の装置クレームとしては、基礎クレーム6（回路を構成要件とする装置クレーム）を用いる。「手段」を構成要件とする装置クレームは、ミーンズプラスファンクションと解釈される可能性、ソフトウェアそのものと解釈される可能性、等があるために好ましくない。

表5 米国用クレーム

1. ネットワーク配信情報保存装置(200)が、通信ネットワークを介して配信される情報を受信するステップ；
ネットワーク配信情報保存装置(200)が、前記の受信された情報のテキスト中に少なくとも1つのキーワードが存在するか否かを判断し、該判断に応じてアサート及びネゲートの何れかに定まる制御情報を生成するステップ；及び
ネットワーク配信情報保存装置(200)が、前記制御情報がアサート及びネゲートの何れであるかに応じて、前記の受信された情報をメモリ装置(50)に記憶するか否かを制御するステップ；
ことを含むことを特徴とするネットワーク配信情報保存方法。

欧州では、ソフトウェア関連発明は、例えばビジネスモデルにのみ特徴のある活動をコンピュータが実行する発明は、発明として成立することはなく、必ず技術的効果が必要となるので、何らかの形で、明細書に技術的効果を記載する必要がある。

欧州用のクレーム（表6）としては、基礎クレーム1（方法クレーム）において、欧州では要求されていない動作主体を削除したものを用いる。また各段階の末尾に記載される「ステップ」の用語は、そのまま用いても良いが、削除してもよい。なお、欧州では、クレームは、ほとんどの場合、二部形式が求められるが、二部形式の前提部分は従来技術を示すので、出願時は基礎クレームの形式として、拒絶理由通知（サーチレポート）で、先行技術文献の提示を受けてから二部形式にした方がよい。

また、基礎クレーム6（回路を構成要件とする装置クレーム）よりもより広い解釈が可能となる基礎クレーム7（手段を構成要件とする装置クレーム）が好ましい。

なお、1カテゴリー1発明の制約を考慮して、基礎クレーム2（プログラムクレーム）を基礎クレーム1（方法クレーム）の従属項とし、基礎クレーム3（記録媒体クレーム）を基礎クレーム2（プログラムクレーム）の従属項とするのが好ましい。

また、欧州では信号クレームも許されるので、信号クレームの方が方法クレームよりも発明をよりの確に表現することができる場合は、基礎クレームのセットに信号クレームを含める。

表6 欧州用クレーム

<p>1. ネットワーク配信情報保存装置(200)が、通信ネットワークを介して配信される情報を受信するステップ； ネットワーク配信情報保存装置(200)が、前記の受信された情報のテキスト中に少なくとも1つのキーワードが存在するか否かを判断し、該判断に応じてアサート及びネゲートの何れかに定まる制御情報を生成するステップ；及び ネットワーク配信情報保存装置(200)が、前記制御情報がアサート及びネゲートの何れであるかに応じて、前記の受信された情報をメモリ装置(50)に記憶するか否かを制御するステップ； ことを含むことを特徴とするネットワーク配信情報保存方法。</p>
--

中国では、プログラムクレームは一般に認め

られないが、技術的課題を解決するための技術的手段を備え、技術的効果をもたらす方法又は装置の発明は保護され得る。そこで、参照符号を削除した基礎クレーム4（回路を構成要件とする装置クレーム）を中国用クレームとして記載することができる（表7）。

表7 中国用クレーム

<p>1. ネットワーク配信情報保存装置(200)が、通信ネットワークを介して配信される情報を受信するステップ； ネットワーク配信情報保存装置(200)が、前記受信情報のテキスト中に少なくとも1つのキーワードが存在するか否かを判断し、該判断に応じてアサート及びネゲートの何れかに定まる制御情報を生成するステップ； ネットワーク配信情報保存装置(200)が、前記制御情報がアサート及びネゲートの何れであるかに応じて、前記受信情報をメモリ装置(50)に記憶するか否かを制御する； ことを含むことを特徴とするネットワーク配信情報保存方法。</p>
--

<勧められないクレーム> 3. 1で述べた明確性に反する「勧められないクレーム例」を表8に示す。

上記クレーム例は、送信側のステップ（配信するステップ）まで含んでいて複数当事者の実施を要するので、権利行使しにくい。構成要件を段落分けしておらず分かりにくい。全体的に読点が少なく、意味を把握しにくい。「手段」の用語は中国では意味が曖昧となる。「表示手段が受信した記事」という表現は、「受信した」の主語が不明確である上、読点も無く、単語同士の結びつきが不明確となり、表示手段が受信したもののとの誤解が生じやすく誤訳されやすい。

「キーワード」の個数が不明瞭である。「強い相関関係」、「速やかに」などの相対的表現等は明確性を欠く。「前記実行手段」の先行詞であるべき実行手段が前記されていない。「好ましくは」の任意的特徴は不適切である。「フロッピーディスク」は、登録商標である。「存在した」は、過去の時制であるとの誤解を生じやすい。

「よりなる」は、closed形式の表現である。「記憶に使われる記憶容量を削減できる」は、達成すべき効果の記載である。

表8 勧められないクレーム

1. 記事配信サーバ(100)が通信ネットワークを介して記事を配信するステップと、受信手段(10)が通信ネットワークを介して配信する記事を受信するステップと、表示手段(20)が受信した記事を表示するステップと、記事保存判断手段(30)が該記事の文章中に所定のキーワードと強い相関関係を有する語句が存在するかどうかを判断し、存在した場合にアサートである制御情報を記事保存実行手段(40)に与えるステップと、前記実行手段(40)が前記制御情報がアサートである場合に前記受信記事を好ましくはフロッピーディスクである記事記憶手段(50)に速やかに記憶するステップとよりなることにより、記憶に使われる記憶容量を削減できるネットワーク配信記事保存方法。

4. 3 翻訳を考慮した日本文の作成

明細書及びクレームは、英語や中国語などの他の言語に翻訳されるので、誤訳の生じにくい日本語で書かれていることが好ましい。大前提として、意味が明確で分かり易い日本語を書くことが、誤訳を避けるための必要条件である。例えば、各文章において、主語及び目的語を明確に記載する、読点により意味の区切りを明確にする、等の基本的原則を守るべきである。

しかしながら、一見して意味が明確で分かり易い日本語であっても、誤訳を避けるためには十分でない場合がある。例えば、ある技術分野の専門家にとっては意味が明確な文章であっても、当該技術分野の専門家ではない翻訳者や、日本語を理解できる外国人の翻訳者にとっては、意味が明確でない場合がある。また、日本語として表面的には意味が明確に見えても、翻訳するためには情報が不十分である場合もある。ここでは、そのような幾つかの場合について検討し、誤訳の生じにくい文章の書き方について説明する。

(1) 明確でない場合

まず、翻訳者にとって意味が明確でない場合について検討する。誤訳の生じにくい文章の条件の1つは、単語同士の結びつきが明確であることである。単語同士の結びつきが不明確な場合、文章の意味が多義的となり、誤訳が発生したり、翻訳することが困難となったりする。

例えば、「サーバからクライアントに要求された信号が送信される」という日本語は、単語同士の結びつきが不明確である。即ち、「要求された信号」が「サーバからクライアントに送信される」のか、あるいは、「サーバからクライアントに要求された信号」が「送信される」のか、が明確でない。

この例では、「要求する」という動詞と「送信する」という動詞との2つの同一種の単語が1つの文の中で用いられているために、単語同士の結びつき方に多義性が発生している。即ち、「要求する」という動詞と「送信する」という動詞との両方が、「サーバからクライアントに」という方向性を示すフレーズと結びつき得るために、文章の意味が多義的になっている。

このような文章の意味の多義性の有無は、各単語の意味にも依存する。上記の例において、「要求」を「増幅」に変更した場合、「サーバからクライアントに増幅された信号が送信される」という文章となり、この文章の意味は明確である。このように、文章の構成は同一であっても、各単語の意味に依存して、文章の意味に多義性が生じたり、生じなかったりする。

翻訳者は、当該分野の技術的内容に熟知した者であることが好ましい。しかしながら現実には、翻訳者が当該分野の専門家ではなかったり、翻訳者の技術的知識が十分でなかったり、翻訳者が外国人であったりする場合もある。そのような場合、単語の意味に依存した単語間の結びつきの有無を、翻訳時に確実に読み取れない可能性がある。その結果、上記の「サーバからク

クライアントに増幅された信号が送信される」という文章を翻訳する場合、「サーバからクライアントに増幅された信号」と誤って翻訳してしまう可能性がある。

したがって、誤訳の生じにくい文章とするためには、各単語の意味に依存した単語同士の結びつきが明確なだけでは不十分であり、文章の構造として、単語同士の結びつきが明確であることが好ましい。

極論としては、文章を短くし、1つの文の中において、同一種の単語を1つ（例えば動詞を1つ、名詞を1つ）だけ用いるようにすれば、多義的な文章を避けることができる。しかし実際には、同一種の単語を1つだけ用いるような短い文章が延々と並んだのでは、日本語として読みにくくなってしまふ。したがって、原則としては、なるべく短い文章を書くように心掛けながら、同一種の単語が複数回現れるような長さの文章を書く場合には、意味が多義的とならないように適宜工夫をすることが好ましい。

最も簡単にできる工夫は、読点を使用することにより、意味の区切りを示すことである。先の例で言えば、例えば「サーバからクライアントに要求された信号が、送信される」と読点を打てば、書き手の意図する意味の区切りがある程度明確になり、誤訳の可能性が小さくなるであろう。

しかし、読点だけでは、意味の区切りが十分に明確ではない場合が多い。文章の意味の多義性を排除するためには、更なる工夫をすることが好ましい。

例えば、「サーバからクライアントに信号が要求されると、当該信号が送信される」等のように、文章の構造を変えて、読点間での単語間の直接的な結びつきをなくせば、誤訳の可能性を更に小さくすることができる。また例えば、「サーバからクライアントに要求された信号が、クライアントからサーバに送信される」等のよ

うに、複数の同一種の単語（この場合は動詞）のそれぞれに同等の修飾を行うようにすれば、誤訳の可能性を更に小さくすることができる。

後者について更に説明すると、例えば「指紋センサにより検出された指紋情報及び音声情報」という文章は、「指紋情報及び音声情報」が指紋センサにより検出されたもの、即ち“fingerprint information and audio information that are detected by a fingerprint sensor”と誤訳されてしまう可能性がある。そこで、「指紋センサにより検出された指紋情報、及びマイクにより検出された音声情報」のように、複数の同一種の単語（この場合は名詞）のそれぞれに同等の修飾を行えば、誤訳の可能性を小さくすることができる。

(2) 情報が不十分な場合

次に、日本語として表面的には意味が明確に見えても、翻訳するためには情報が不十分である場合について検討する。日本語の文章の場合、通常、単数か複数かは明示されない。また、集合全体を指しているのか否かも明示されないことが多い。そのような日本語の文章を、単数／複数かを明示的に指定し、集合全体を指しているのか否かが明示的である言語（例えば英語）に翻訳する場合には、情報が不十分となる。

例えば、「複数の電極のうち、ある電極が5Vに設定され、他の電極が4Vに設定される」という日本語の文章は、翻訳するに当たり情報が十分でない。何故なら、「ある電極」も、「他の電極」も、1つであるのか複数であるのかが明確でないからである。英語では、可算名詞に対して単数か複数かを明示することが通常は必要になるので、上記の文章を訳すに当たり、推測したり図面から読み取ったりする作業が必要になる。

さらには、上記の文章において、「他の電極」が「他の全ての電極」であるのか否か、即ち「他

の電極」の集合全体を指しているのか否かも明確でない。英語の場合には、“other electrodes”の前に“the”を付けるか否かの選択が必要である。“the”を付ければ「他の全ての電極」の意味になるし、“the”を付けなければ「他の全ての電極のうちででない幾つかの電極」という示唆になる。これに関しても、翻訳時には推測等の作業が必要になる。

したがって、例えば、「複数の電極のうち、ある1つの電極が5Vに設定され、他の全ての複数の電極が4Vに設定される」とか、「複数の電極のうち、複数個の電極が5Vに設定され、他の電極のうち複数個が4Vに設定される」等のように、数や集合の境界について明確にした日本語を書くことが好ましい。

このように、日本語の言語としての性質上、書き手の心の中では「数と集合」に対する意識が希薄になり易い。その結果、日本語の文章において、それらの情報が十分に表現されない場合がある。この点を踏まえて、日本語の文章を書く際には、数や集合の境界に関して常に明確化することが好ましい。

「数と集合」に関して更に言えば、2つの集合に属する要素間の対応関係についても、日本語の文章においては情報が十分に表現されない場合がある。2つの集合の要素間の対応関係について記載する際には、一対一の対応関係、一対多の対応関係、多対多の対応関係の何れであるのか等について、常に明確化することが好ましい。

5. まとめ

以上、本稿では、出願国として選択されることが多い日米欧中におけるクレーム解釈及び権利範囲に関する要件、並びにクレームの記載要件の相違を検討し、その上で、日米欧中で通用するクレームをどのようにドラフティングしたらよいかについて考察した。

そして、基礎クレームのセットと各国用クレームという二種類のクレームを作成することを、クレームドラフティングの一例として提案した。その際、日米欧中における要件の相違が顕著であるソフトウェア関連発明分野におけるクレームドラフティングの手法を例示した。

日米欧中の特許要件及び実務は時の経過と共に変化していくが、そうした状況においても今回提案した手法が1つの方策として考えられるであろう。

経済活動のグローバル化及びネットワークの発達等に伴い、日本のみならず、世界で通用する強い特許の取得の必要性が益々高まっている今日において、各国において強い権利を如何に効率よく経済的に取得すべきか、という観点からクレームドラフティングのあるべき姿を検討することは非常に大切である。本稿が、会員各位の権利活動の一助となれば幸いである。

(原稿受領日 2013年11月11日)